

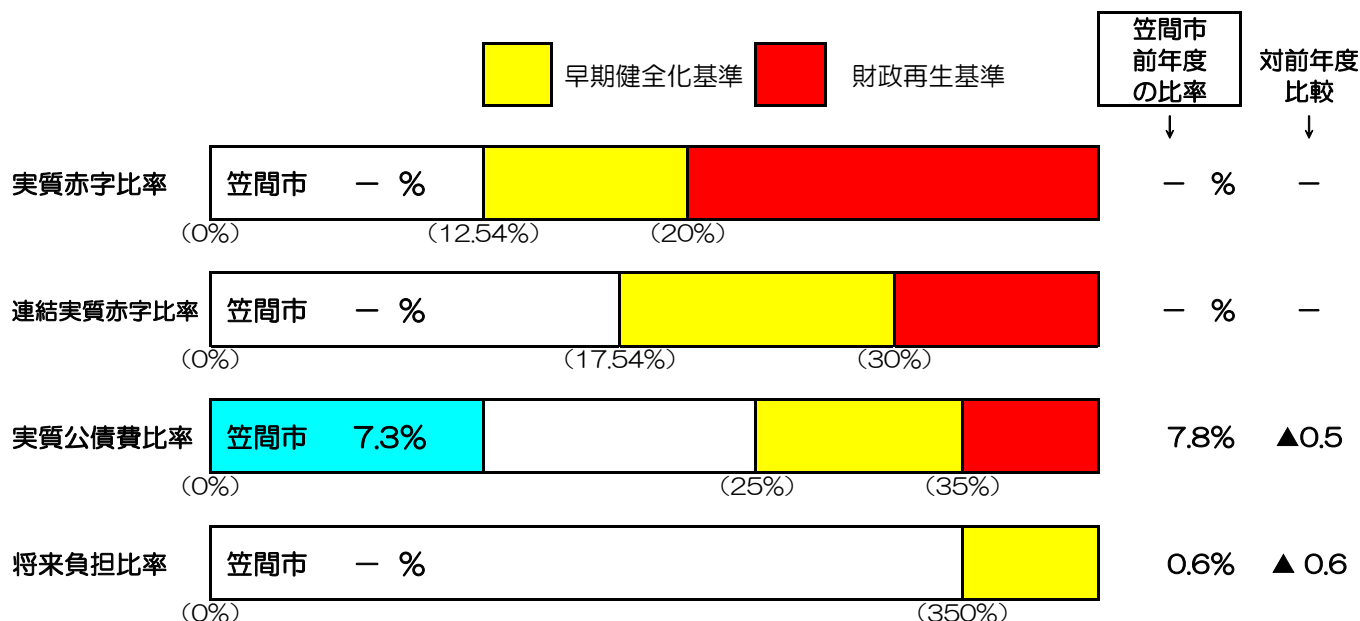
令和2年度決算における財政健全化判断比率について

財政健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）」では、「**早期健全化基準**」と「**財政再生基準**」の2段階の基準で財政悪化をチェックするとともに、特別会計等も合わせた連結決算により、地方公共団体の財政状況をより明らかにしています。

令和2年度決算における財政健全化法による4つの指標とは以下のとおりです。

なお、笠間市の財政状況において、すべての比率で基準を下回っています。



財政の健全度を判断するには、以下の4つの指標で判断します。

(1) 実質赤字比率

普通会計（一般会計）の赤字の程度を指標化し、財政経営の悪化の度合いを示すものです。

(2) 連結実質赤字比率

全会計（一般会計 + 特別会計等）の赤字や黒字を合算し、笠間市全体としての財政経営の悪化の度合いを示すものです。

特別会計等とは、国民健康保険、介護保険、農業集落排水事業、病院事業、水道事業、公共下水道事業など。

(3) 実質公債費比率（3カ年平均）

借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、借入金の返済による財政負担の程度を示すものです。（全会計+笠間地方広域事務組合などの一部事務組合等が対象）

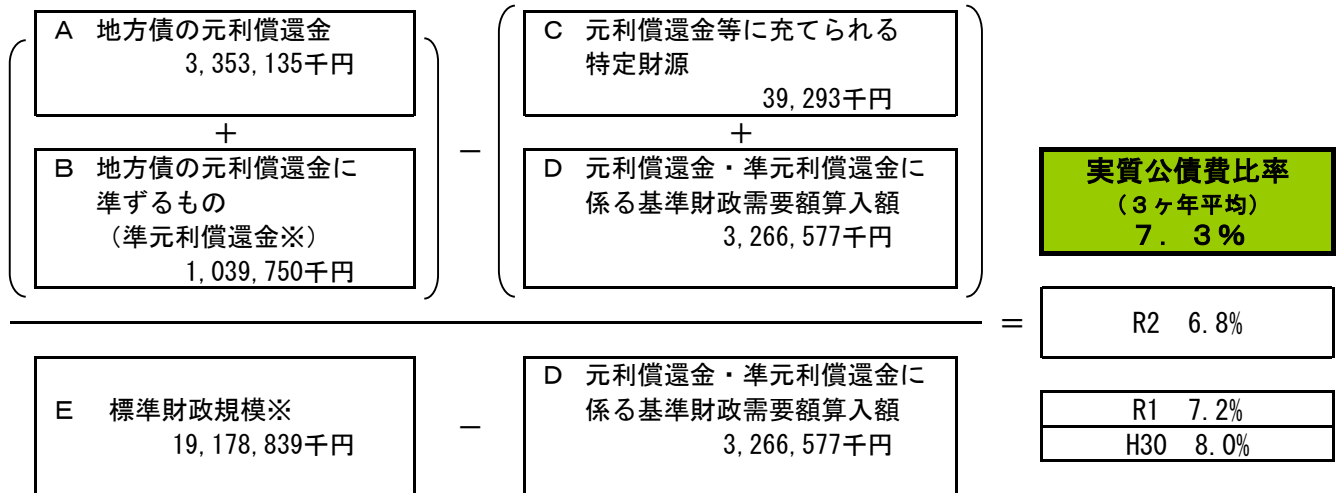
(4) 将来負担比率

一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。（全会計+一部事務組合+第三セクター等が対象）

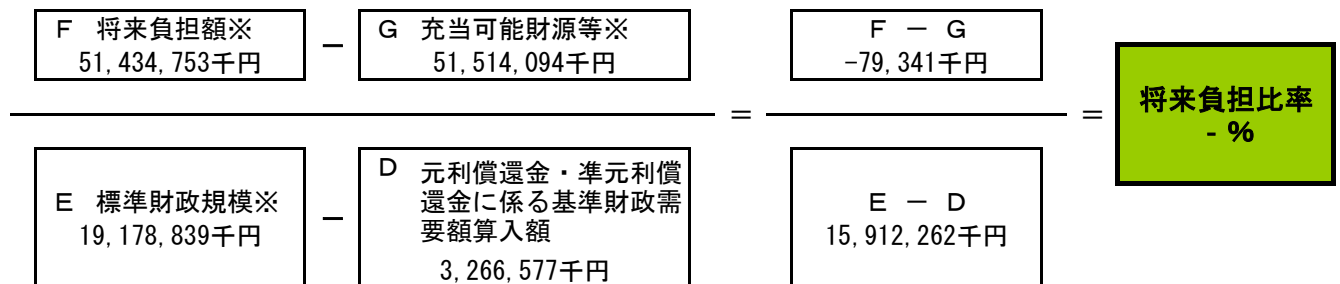
* 早期健全化基準：この基準以上となった場合は、財政健全化計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・県知事への報告、また、毎年度その実施状況の議会への報告、公表が必要となります。

* 財政再生基準：この基準以上となった場合は、財政再生計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き地方債の借り入れができなくなります。

◎実質公債費比率の計算方法（令和2年単年度）



◎将来負担比率の計算方法



※財政健全化関係用語の説明

B 地方債の元利償還金に準ずるもの・・・下記①～⑤の合計

(準元利償還金)

- ① 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金
- ③ 一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

E 標準財政規模・・・市の一般財源の標準的大きさを示す指標

(標準税収入額等、普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額の合計)

F 将来負担額・・・将来的に市の負担が見込まれる借金の返済等の合計額

(地方債の残高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額等の合計)

G 充当可能財源等・・・市の借金の返済等に充てることができる財源の合計額

(公債費に充当することができる基金、国庫支出金、公営住宅の賃貸料、地方交付税等の収入見込額の合計)